

手続きチェックシート

離婚

離婚される方へ

離婚届

※本籍が届出地にあるときは、戸籍全部（個人）事項証明書または戸籍謄本（抄本）は不要です。

市民課 戸籍担当
☎042-312-1083（直通）

届出に必要なもの

- 届書1通
※届書をホームページ等でダウンロードする場合は、必ずA3サイズで印刷してください。
- 裁判（判決または調停、和解など）による離婚の場合は、判決の謄本および確定証明書または調停、和解調書の謄本を添付

※裁判確定または調停、和解成立後、裁判の申立人が10日以内に届出してください。10日経過後であれば、裁判の相手方も届出することができます。

- 戸籍全部（個人）事項証明書または戸籍謄本（抄本）
※発行後3か月以内のもの
- 本人確認書類（届出される方の分）※1

※1 本人確認書類について

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等官公署が発行した顔写真付きのものになります。

上記の本人確認書類をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、学生証、社員証など2点以上をお持ちください。

休日・夜間受付へ提出した場合、書類に不備があると、後日再来庁をお願いすることがあります。あらかじめ市役所市民課などで事前審査を受けることもできます。

関連する手続きは
内側にあります

※全ての関連手続きが記載されているものではありません。ご注意ください。

ご注意ください

協議離婚の場合、「離婚されるお二人の署名」と「証人（成人二人）の署名・住所・本籍」が記入されていることを必ずご確認ください。

未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。

親権者を定めただけでは、お子さんの姓・戸籍は変わりません。お子さんの姓・戸籍を変えるためには、後日家庭裁判所で手続きが必要になります。

こんなときはどうしたらいいの？

Q 平日の日中は仕事が忙しくて届出ができないのですが、夜間や休日に出すことができますか？

A

休日・夜間受付を市役所北側通用口で行っています。市役所開庁時間外に提出される方は、こちらをご利用ください。ただし、書類の審査は翌開庁日以降となります。なお、離婚年月日は受付年月日となります。不備があった場合は、後日窓口にお越しいただくことがあります。

Q 離婚届を提出してすぐに新しい戸籍謄本を取得できますか？

A

離婚届を提出した日から、概ね10日ほどで本籍地で取得できるようになります。（詳しくはお問い合わせください）

Q 離婚後も姓を変えず婚姻中の姓を使いたいのですが、何の手続きが必要になりますか？

A

結婚した際に姓が変わった方で、離婚後も同じ姓を名乗りたい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」を届出する必要があります。この届出は、離婚の日から3か月以内に届出することができます。

 小平市役所

〒187-8701
小平市小川町2-1333
☎042-341-1211（代表）

午前8時30分から午後5時まで

（日曜日、祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）
※土曜窓口は、本庁舎内の4課（市民課、保険年金課、税務課、収納課）が午前8時30分から午後0時15分まで開庁していますが、取扱業務は、平日の一部の業務に限られます。

離婚

に関するおまな手続き

- マイナンバーの情報連携がはじまり、マイナンバーの提示により、一部手続きに必要なもの（住民票や課税・非課税証明書（所得証明書）等）が省略できる場合がございますので、ご確認ください。
- ※申請書類等にマイナンバーを記入する場合、窓口でマイナンバー（個人番号）の分かる書類（原本）及び本人確認書類をあわせて提示してください。
- 出張所・土曜窓口における「△」は、一部受付できない場合がありますので、手続き窓口へご確認ください。
- 平日の開庁時間以外に戸籍の届出をされた方は、翌開庁日以降に住民票へ反映されます。土曜窓口ご利用の方は、下記手続きを同時に行えない場合がありますのでご注意ください。
- 主な手続きの内容における「★」は、離婚届と同時に市民課で一部受付できます。

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	土曜窓口	
保 険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入中で、氏名や世帯構成などに変更がある方	新しい国民健康保険証の交付「★」 (後日郵送) ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください。	・変更前の国民健康保険証	変更があった日から14日以内	市役所1階 保険年金課 国民健康保険担当 ☎042-346-9529	○	○	
	<input type="checkbox"/>	70歳から74歳までの方	新しい高齢受給者証の交付「★」 (後日郵送)	・変更前の高齢受給者証			○	○	
	<input type="checkbox"/>	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (後日郵送)	・前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書	資格喪失日より14日以内		○	○	
	<input type="checkbox"/>	75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	国民年金の加入 (20歳から60歳未満) 後期高齢者医療保険証の交付 (後日郵送)	・変更前の後期高齢者医療保険証	変更があった日から14日以内		○	○	
年 金	<input type="checkbox"/>	年金を受給中の方	小平市役所での手続きはありません。 ※共済年金の方は共済組合にお問い合わせください。			各共済組合			
	<input type="checkbox"/>	前配偶者に厚生年金・共済組合の加入歴がある方	離婚時の年金分割	小平市役所での手続きはありません。 年金事務所・共済組合へ直接お問い合わせください。	離婚日の翌日から2年以内	武蔵野年金事務所 武蔵野市吉祥寺 北町4-12-18 ☎0422-56-1411			
子 ど も	<input type="checkbox"/>	0歳～高校生相当年齢のお子さんがいて、 ・児童手当を受給している方 ・乳幼児医療証（マル乳）をお持ちの方 ・義務教育就学児医療証（マル子）をお持ちの方 ・高校生等医療証（マル青）をお持ちの方 ・上記制度を新たに申請する方	児童手当の受給者変更・氏名変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先で手続きしてください。	・通帳（保護者） ・健康保険証（保護者） ・マル乳医療証、マル子医療証、マル青医療証 ・健康保険証（子）	すみやかに（離婚した月のうちに） （必要なものがそろっていない場合も、お立ち寄りください。）	市役所2階 子育て支援課 手当助成担当 ☎042-346-9544	○	×	
	<input type="checkbox"/>	0歳～18歳（一部20歳未満）のお子さんがいてひとり親家庭の手当を申請する方	児童扶養手当、児童育成手当の認定請求				△	×	
	<input type="checkbox"/>	0歳～18歳（一部20歳未満）のお子さんがいてひとり親家庭の医療費助成を申請する方	ひとり親家庭医療証（マル親）の申請	※子育て支援課へお問い合わせください。			△	×	
	<input type="checkbox"/>	障がいのあるお子さん（0歳～20歳未満）の受給者が変わる方・姓が変更になる方、新たに申請する方 ・特別児童扶養手当 ・児童育成手当 ・心身障害児福祉手当	特別児童扶養手当、児童育成手当、心身障害児福祉手当の受給者変更・氏名変更				×	×	
	<input type="checkbox"/>	学童クラブの利用を希望される方	①学童クラブの入会受付 ②学童クラブの入会相談	※子育て支援課へお問い合わせください。			※詳しくはお問い合わせください。	①○ ②×	×
	<input type="checkbox"/>	①認可保育園等に入園希望の方 ②認可保育園等に入園（内定）している、または入園申込をしているお子さんがいる方 ③幼稚園、幼児教育・保育無償化対象の認可外保育施設を利用するお子さんがいる方 ※利用施設を通じて手続きをしていない場合	①保育園の入園相談 ②③住所・氏名変更 など	※保育課へお問い合わせください。			すみやかに	×	×
	<input type="checkbox"/>	保育園・幼稚園に入園している、または入園申込をしているお子さんがいる方	住所・氏名変更など				△	×	
介 護	<input type="checkbox"/>	介護保険の氏名変更 ※保険証は後日郵送されます。 手続き窓口へお越しいただく必要はありません。	保護者変更、氏名変更など		すみやかに	市役所5階 学務課 学事保健担当 ☎042-346-9570	×	×	
	<input type="checkbox"/>	小・中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	※学務課へお問い合わせください。			×	×	
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で、介護保険証をお持ちの方（65歳以上または要介護認定を受けている方）					高齢者支援課 介護保険担当 ☎042-346-9510	×	×
障 が い	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費助成制度（マル障）を受けている方で、姓や世帯主が変わる方	マル障受給者資格の変更	・マル障受給者証 ・健康保険証	すみやかに	健康福祉事務センター1階 障がい者支援課 事業推進担当 ☎042-346-9540	○	×	
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、愛の手帳の氏名変更 各種サービスの変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳（愛の手帳）			△	×	
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費制度（精神通院医療）を利用している方	精神障害者保健福祉手帳の氏名変更 受給者証の氏名変更	・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証（精神通院） ・健康保険証 ・印鑑 ・マイナンバーカード	すみやかに		×	×	
そ の 他	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方のうち、確定申告でe-Taxを利用される方 (署名用電子証明書の再発行を希望される方)	署名用電子証明書の再発行 ※代理人が申請される場合は市民課へお問い合わせください。	・マイナンバーカード ※住民基本台帳用（数字4桁）、署名用電子証明書用（6～16桁の英数字）暗証番号を確認の上、窓口にお越しください。	すみやかに	市役所1階 市民課 窓口担当 ☎042-346-9804	○	△	
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方でマイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード券面記載事項変更 ※代理人が手続きされる場合は市民課へお問い合わせください。	・マイナンバーカード ※住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）を確認の上、窓口にお越しください。	すみやかに		○	△	
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で旧姓を住民票等へ併記等されたい方	旧氏の登録・変更・削除	・戸籍謄（抄）本など ・本人確認書類 ・マイナンバーカード（お持ちの方のみ）	離婚後の戸籍取得後		○	×	
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で犬を飼っている方	犬の登録事項変更届 ※「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトに登録を行っている場合は、オンラインにて変更手続きを行ってください。		変更があった日から30日以内		市役所4階 環境政策課 環境対策担当 ☎042-346-9536	○	×